役員の報酬等の支給に関する規程の改正について(案)

公益社団法人競走馬育成協会

役員の報酬等の支給に関する規程の改正について(案)

- 1. 役員の報酬等の支給に関する規程を以下のとおり改正する
- 2. 役員全員への支給の総額は、理事会で承認を得た予算案「役員報酬」の総額(2025年、8,946千円)以内とする。

公益社団法人競走馬育成協会 役員の報酬等の支給に関する規定 新旧対照表

| 改正後 | 現行 | 備考 |
|--|---|------|
| (報酬額等) 第2条 常勤役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。 2 常勤役員以外の非常勤役員に支給する報酬は、理事会への出席等の職務を執行した場合に、1日当たり税抜き10,000円以内とする。 (略) | のとおりとする。 2 常勤役員以外の非常勤役員に支給する報酬は、理事会への出 | (変更) |

(役員の報酬等の支給に関する規程)

公益社団法人競走馬育成協会 役員の報酬等の支給に関する規程

施行 平成25年1月4日

改正 令和2年2月14日

改正 2023年2月17日

改正 2025年2月14日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人競走馬育成協会(以下「協会」という。)定款第29条の 規定に基づき、常勤役員及び非常勤役員(以下「役員等」という。)の報酬等に関し必要な 事項を定めるものとする。

(報酬額等)

- 第2条 常勤役員の報酬は本俸と役員手当とし、その月額は別表のとおりとする。
- 2 常勤役員以外の非常勤役員に支給する報酬は、理事会への出席等の職務を執行した場合に、1日当たり税抜き10,000円以内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか、役員等に対しては、通勤交通費及び旅費を支給することができる。

(報酬の支給方法)

- 第3条 役員等に対する報酬は、所得税法その他の税法による税金、社会保険に関する個人 負担金を控除した残額に相当する金額を現金で支給する。
- 2 常勤役員に対する報酬の支給日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日の 直前の休日でない日)とする。

(常勤役員の報酬の計算)

- **第4条** 新たに役員になった者には、その日から報酬を支給し、退任したときには、その日 まで報酬を支給する。
- 2 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 3 第1項の報酬の支給額の計算は、その月の日数から休日の日数を差し引いた日数を基 礎として行なうものとする。

(慰労金)

第5条 常勤役員が退任した場合は、別に定めるところにより慰労金を支給することができる。

(端数の処理)

第6条 第2条に規定する報酬及び前条に規定する慰労金を支給する際に生じた円未満の 端数の整理は、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)

(役員の報酬等の支給に関する規程)

の規定の例による。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は理事会で別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、本協会が公益認定を受け、移行の登記をした日(平成25年1月4日、以下「登記日」という。)から施行する。

(廃止規程)

2 社団法人競走馬育成協会役員の報酬等の支給に関する規程(昭和22年11月26日制定)は、 登記日をもって廃止する。

附則

この規則は、2025年2月14日から施行する。

別表 (月額)

| 役職 | 本 | 役 員 手 当 |
|-------|------------|------------|
| 副会長理事 | 498,500円以内 | 172,000円以内 |
| 常務理事 | 498,500円以内 | 172,000円以内 |